

お 知 ら せ

皆様のご協力のもとに進めております国土交通大臣起業の『一般国道二一二号改築工事（三光本耶馬溪道路・大分県中津市本耶馬溪町跡田字中ノ坪地内から同市本耶馬溪町跡田字西ノ藪地内まで）』について、左記のとおり土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業認定の告示があった日 令和七年一月二十四日（国土交通省告示第五十号）
- 二 事業認定の告示があった土地
（収用の部分）
大分県中津市本耶馬溪町跡田字口ノ坪、字中ノ坪及び字西ノ藪 地内
（使用の部分）
大分県中津市本耶馬溪町跡田字口ノ坪、字中ノ坪及び字西ノ藪 地内

この事業認定の告示の日以後、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、留意ください。

- イ 右の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- ロ 右の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。また、新たな権利を設定されても、損失の補償は受けられません。
- ハ 右の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件を附加増置するときは、あらかじめ大分県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- ニ 右の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっておられる関係人は国土交通大臣に対し、大分県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。また、国土交通大臣が裁決申請したときまたは国土交通大臣に裁決を申請するよう請求したときは、これらの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。
- ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立てを直接大分県収用委員会にすることができます。

なお、これらの土地を表示する図面は、中津市役所建設部建設政策課で縦覧されています。また、詳しい内容について記載されていますパンフレット「補償等についてのお知らせ」を、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所用地課及び中津市役所建設部建設政策課において用意しておりますので参考にしてください。その他、不明な点については、左記の国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所用地課にご照会ください。

起業者の名称

国 土 交 通 大 臣

連 絡

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 用地課
住所 大分市西大道一丁目一番七十一号
電話 〇九七―五四六一―一四五九（用地課直通）